

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

2024年7月31日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

決済照合システムの機能のうち近年の利用実績がなく今後の利用が見込めないものを廃止することとし、「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正する。

2. 改正概要

三者間センタ・マッチング型の運用指図配信サービス機能及びコピーデータ送信機能（二者間センタ・マッチング型業務フロー利用時を除く。）を廃止し、関係規定を削除する。（第12条、別表（決済照合システム手数料））

3. 施行日

2024年9月24日から施行する。

以上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

別紙

1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）

（下線部分変更）

新	旧												
<p>（約定照合の方法）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 利用者は、機構から売買報告データの送信を受け、当該売買報告データを承認する場合には、機構に対しその旨の指示を行うものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表（決済照合システム手数料表）</p> <p>1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は料率 A 又は料率 B のとおりとする。利用者は料率 A 又は料率 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額（基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合 Web 端末利用料金の合計額）に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>料率 A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			<p>（約定照合の方法）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 利用者は、機構から<u>運用指図データ</u>又は売買報告データの送信を受け、当該<u>運用指図データ</u>又は売買報告データを承認する場合には、機構に対しその旨の指示を行うものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表（決済照合システム手数料表）</p> <p>1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は料率 A 又は料率 B のとおりとする。利用者は料率 A 又は料率 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額（基本料金、約定照合手数料、<u>決済照合</u>手数料、統合 Web 端末利用料金の合計額）に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>料率 A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)		
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													

新				旧			
約定照合手数料	(略)	(略)		約定照合手数料	(略)	(略)	
	各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行う「三者間センタ・マッチング」型の場合において次の(1)から(3)に掲げる利用者	(1) 運用指図データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信) 1件につき 4円	各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行う「三者間センタ・マッチング」型の場合において次の(1)から(3)に掲げる利用者	(1) 運用指図データを機構に送信する利用者	① 運用指図配信サービスを利用しないとき 約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信) 1件につき 4円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円	② 運用指図配信サービスを利用したとき 約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ受信、運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信) 1件につき 7円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円
		(2) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、約定照合結果通知データ受信、売買報告承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 27円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 18円 上記以外の取引 1件につき 14円			(2) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、約定照合結果通知データ受信、売買報告承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 27円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 18円 上記以外の取引 1件につき 14円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円
		(3) 売買報告承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、運用指図データ受信、売買報告承認データ送信) 対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 31円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 22円 上記以外の取引 1件につき 18円 運用指図（プレアド）データ受信に係る件数			(3) 売買報告承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、運用指図データ受信、売買報告承認データ送信) 対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 31円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 22円 上記以外の取引 1件につき 18円 コピーデータ受信に係る件数

新				旧			
			1件につき 1円				1件につき 3円 運用指図（ブレード）データ受信に係る件数
各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行わない「スルー」型の場合において次の(1)から(3)までに掲げる利用者	(1) 運用指図データを機構に送信する利用者	運用指図データ送信に係る件数 1件につき 4円		各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行わない「スルー」型の場合において次の(1)から(3)までに掲げる利用者	(1) 運用指図データを機構に送信する利用者	運用指図データ送信に係る件数 1件につき 4円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円	
	2) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引 1件につき 10円 上記以外の取引 1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 14円 上記以外の取引 1件につき 10円			2) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引 1件につき 10円 上記以外の取引 1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 14円 上記以外の取引 1件につき 10円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円	
	(3) 売買報告承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認データ送信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引 1件につき 10円 上記以外の取引 1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 14円			(3) 売買報告承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認データ送信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引 1件につき 10円 上記以外の取引 1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合	

新				旧			
			上記以外の取引 1件につき 10円 運用指図データ受信に係る件数 1件につき 4円				消費貸借契約に基づく取引 1件につき 14円 上記以外の取引 1件につき 10円 運用指図データ受信に係る件数 1件につき 4円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円
各取引の業務フロー上、機構を通じて運用指図データの送信が行われない「運用指図サポート対象外」型の場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者	(1) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引 1件につき 10円 上記以外の取引 1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 14円 上記以外の取引 1件につき 10円		各取引の業務フロー上、機構を通じて運用指図データの送信が行われない「運用指図サポート対象外」型の場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者	(1) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引 1件につき 10円 上記以外の取引 1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 14円 上記以外の取引 1件につき 10円	
	(2) 売買報告承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認データ送信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引 1件につき 10円 上記以外の取引 1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 14円 上記以外の取引 1件につき 10円			(2) 売買報告承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認データ送信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引 1件につき 10円 上記以外の取引 1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 14円 上記以外の取引 1件につき 10円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円	
各取引の業務フロー上、機構及び利用者に運用指図データの送信が行われない「プロパー取引」型の	(1) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引		各取引の業務フロー上、機構及び利用者に運用指図データの送信が行われない「プロパー取引」型の場合にお	(1) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合	

新				旧			
	場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者		<p>1件につき 10円 上記以外の取引</p> <p>1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引</p> <p>1件につき 14円 上記以外の取引</p> <p>1件につき 10円</p>		いて次の(1)又は(2)に掲げる利用者		<p>有価証券先物取引及び有価証券オプション取引</p> <p>1件につき 10円 上記以外の取引</p> <p>1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合</p> <p>消費貸借契約に基づく取引</p> <p>1件につき 14円 上記以外の取引</p> <p>1件につき 10円 コピーデータ受信に係る件数</p> <p>1件につき 3円</p>
	(2)売買報告承認データを機構に送信する利用者	<p>約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認データ送信)</p> <p>対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引</p> <p>1件につき 10円 上記以外の取引</p> <p>1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引</p> <p>1件につき 14円 上記以外の取引</p> <p>1件につき 10円</p>	<p>(2)売買報告承認データを機構に送信する利用者</p> <p>約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認データ送信)</p> <p>対象有価証券等が国債等の場合 有価証券先物取引及び有価証券オプション取引</p> <p>1件につき 10円 上記以外の取引</p> <p>1件につき 23円 対象有価証券等が国債等以外の場合</p> <p>消費貸借契約に基づく取引</p> <p>1件につき 14円 上記以外の取引</p> <p>1件につき 10円 コピーデータ受信に係る件数</p> <p>1件につき 3円</p>				
	利用者が機構を通じて基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データを機構に送信する利用者	<p>(1)基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データを機構に送信する利用者</p>	<p>基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データ送信に係る件数</p> <p>1件につき 4円</p>		<p>利用者が機構を通じて基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、受渡代金データ、必要担保金額照合データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データの送受信を行う場合において次の(1)から(4)に掲げる利用者</p>	<p>(1)基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データを機構に送信する利用者</p>	<p>基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データ送信に係る件数</p> <p>1件につき 4円 コピーデータ受信に係る件数</p> <p>1件につき 3円</p>
(2)受渡代金データ、必要担保金額照合データを機構に送信する利用者	<p>受渡代金データ、必要担保金額照合データ送信に係る件数</p> <p>1件につき 10円</p>	<p>(2)受渡代金データ、必要担保金額照合データを機構に送信する利用者</p> <p>受渡代金データ、必要担保金額照合データ送信に係る件数</p> <p>1件につき 10円</p>					

新				旧			
							コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円
		(3) 基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データを機構から受信する利用者	基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データ受信に係る件数 1件につき 4円			(3) 基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データを機構から受信する利用者	基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データ受信に係る件数 1件につき 4円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円
		(4) 受渡代金データ、必要担保金額照合データを機構から受信する利用者	受渡代金データ、必要担保金額照合データ受信に係る件数 1件につき 10円			(4) 受渡代金データ、必要担保金額照合データを機構から受信する利用者	受渡代金データ、必要担保金額照合データ受信に係る件数 1件につき 10円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円
	利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を行う場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者	(1) 新規記録情報データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (新規記録情報データ送信、新規記録情報承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が一般債の場合 1件につき 23円 対象有価証券等が一般債以外の場合 1件につき 10円	利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を行う場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者	(1) 新規記録情報データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (新規記録情報データ送信、新規記録情報承認結果通知データ受信) 対象有価証券等が一般債の場合 1件につき 23円 対象有価証券等が一般債以外の場合 1件につき 10円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円	
		(2) 新規記録情報承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (新規記録情報データ受信、新規記録情報承認データ送信) 対象有価証券等が一般債の場合 1件につき 23円 対象有価証券等が一般債以外の場合 1件につき 10円		(2) 新規記録情報承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (新規記録情報データ受信、新規記録情報承認データ送信) 対象有価証券等が一般債の場合 1件につき 23円 対象有価証券等が一般債以外の場合 1件につき 10円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円	
決済照合手数料	国内取引に係る決済条件等の照合を行う利用者	登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合	(略)	決済照合手数料	国内取引に係る決済条件等の照合を行う利用者	登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合	(略)
		登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合	決済照合が完了した取引に係る件数 (決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 22円 対象有価証券等が国債等以外の場 決済金額自動計算機能を利用する場合 1件につき 24円 上記以外の場合 1件につき 21円			登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合	決済照合が完了した取引に係る件数 (決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信) 対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 22円 対象有価証券等が国債等以外の場 決済金額自動計算機能を利用する場合 1件につき 24円 上記以外の場合 1件につき 21円

新				旧			
			決済指図データ（依頼）受信に係る 件数 1件につき 5円 売買報告データ（通知）受信に係る 件数 1件につき 5円 新規記録情報データ（通知）受信に 係る件数 1件につき 5円				コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円 決済指図データ（依頼）受信に係 る件数 1件につき 5円 売買報告データ（通知）受信に係 る件数 1件につき 5円 新規記録情報データ（通知）受信 に係る件数 1件につき 5円
	非居住者取引に 係る決済条件等 の照合を行う利 用者	(略)			非居住者取引に係る決 済条件等の照合を行う 利用者	(略)	
(略)				(略)			
料率B (略)				料率B (略)			
2. ～11. (略)				2. ～11. (略)			

2 附 則

この改正規定は、令和6年9月24日から施行する。

以 上